

林業未経験者雇用支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、林業未経験者雇用支援事業（以下「**本事業**」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「**規則**」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「**要項**」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 **本事業は**、林業未経験者を雇用し、再造林や下刈りに取り組む事業者を支援することにより、不足する林業従事者を確保し、再造林や下刈りの取組みの促進を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第3条 **本事業**の内容、実施主体、補助率、採択基準等については、別表のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

（事業実施計画）

第4条 **要項**第3条の事業実施計画書（以下「**計画書**」という。）は、**別記第1号様式**のとおりとする。

2 実施主体は、**要項**第3条の事業実施計画承認申請書に前項の計画書を添えて、所管の広域本部地域振興局長（熊本市にあっては、農林水産部長。以下「**局長等**」という。）を経由して知事に提出するものとする。

なお、広域本部地域振興局をまたいで事業を行う実施主体にあっては、主たる事務所の所在地を管轄する地域振興局を経由して農林水産部森林局森林整備課（以下「**森林整備課**」という。）に提出することとし、県外の事業体にあつては、森林整備課に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定により提出された計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、実施主体に通知するものとする。

4 **要項**第5条に基づく事業実施計画の変更については第1項から第3項の規定を準用し、変更理由書（任意様式）を添付のうえ、提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 **規則**第3条の規定による補助金の交付申請書は、**局長等**を経由して知事に提出するものとする。

2 **要項**第6条第2項第1号の事業計画書は、**別記第1号様式**によるものとする。

（補助金交付申請書の進達）

第6条 局長等は、前条の補助金の交付申請書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 **規則**第7条第1項及び**要項**第8条第2項の変更申請については、第5条及び第6条の規定を準用するものとする。

（補助金交付の条件）

第8条 補助金交付の条件は、**規則**第5条第1項各号に掲げるもののほか、この**要領**に従わなければならないものとする。

（事業完了報告）

第9条 実施主体は、**本事業**が完了したときは、速やかに実績報告書（**要項別記第11号様式**）に次の書類を添えて局長等に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（**別記第2号様式**）
- (2) 収支精算書（**要項別記第4号様式**）

2 局長等は、前項の実績報告書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

3 知事は、第1項の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、適切と認められる場合は、額の確定を行い実施主体に**要項別記第12号様式**により通知を行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 実施主体は、**本事業**の完了後、補助金を受けようとするときは、**要項**第15条第1項の請求書を、**局長等**を経由して知事に提出するものとする。

（調査等への協力）

第11条 知事は、必要に応じて補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧及び資料の提出を求めることができる。

（財産処分の制限）

第12条 **要項**第17条第1項の財産の処分の制限をする期間は事業完了の翌年度の初日から5年とする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 6 月 1 5 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附 則

- 2 この要領は、令和 6 年 8 月 1 4 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

林業未経験者雇用支援事業実施要領 別表

事業の内容	実施主体	補助金額	採択基準
林業事業体等が、林業未経験者を雇用し、再造林や下刈りに従事させる取り組みに対して支援	林業未経験者を雇用し、再造林や下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	林業未経験者の雇用・現場従事に係る次の経費に対して補助 (1) 募集活動、機材購入、チェーンソー・刈払機の資格取得に要する経費（他の事業等により補助を受けたものを除く） 募集活動 1,000 円/人以内 機材購入 53,000 円/人以内 チェーンソー資格取得 35,000 円/人以内 刈払機資格取得 13,000 円/人以内 (2) 植栽・下刈り作業の従事初期における割増経費 植栽 4,000 円/人・日以内 下刈り 4,500 円/人・日以内 （上限各 40 日/人）	(1) 機材購入の補助対象は、林業未経験者の雇用に伴う装備品（ヘルメット、作業着等）とする。ただし、植栽又は下刈りの従事日数が一人当たり 10 日以上の実績があること。 (2) 植栽・下刈り作業の従事初期における割増経費については、植栽又は下刈りの従事日数が一人当たり 10 日以上の実績があること。 (3) 植栽・下刈りの従事する現場は、県内民有林において、次の事業を申請または実施（請負等含む）する箇所であること。 ・ 森林環境保全整備事業 ・ 主伐・植栽一貫作業システム支援事業 ・ その他、県内民有林内において、公的機関等が発注した事業 請負、受託による施業 (4) (2) の従事日数については、実績報告時に、関係書類の写しを添付し、事業体の責任者による原本証明を行うこと。 (5) 対象となる植栽樹種は、森林環境保全整備事業の補助対象樹種であること。

林業未経験者雇用支援事業実施計画書

1. 事業体名

森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき再造林や下刈りを実施する次の事業体に該当

- ☐ 森林組合等
☐ 特定非営利活動法人
☐ 民間事業体

2. 新規雇用者名簿

名前	年齢	居住地(市町村名のみ)	雇用開始年月日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日

・年齢は、雇用開始時点とする。

3. 交付金算定にかかる事業実施内容

(1) 林業未経験者の新規雇用に伴う募集活動、機材購入、資格取得

区分	対象者数(人)	補助単価(円)	補助金額(円)	備考
募集活動		1,000	0	
機材購入		53,000	0	
資格取得(チェーンソー)		35,000	0	
資格取得(刈払機)		13,000	0	
小計			0	

・対象者は、林業未経験者が新規に雇用され、植栽又は下刈りに10日以上に従事実績がある者とする。

・資格取得を交付申請する場合は、実績報告で証書の写しを添付することとする。

(2) 林業未経験者の新規雇用に伴う植栽、下刈りへの従事

区分	従事延べ日数(日)	補助単価(円)	補助金額(円)	備考
植栽への従事		4,000	0	
下刈りへの従事		4,500	0	
小計				* 千円未満切り捨て

・植栽、下刈りへの従事延べ日数は、それぞれで1人当たり40日を上限とする。

・植栽・下刈り従事を交付申請する場合は、実績報告で出勤簿等の写しを添付することとする。

・小計額は千円未満切り捨てとする。

(3) 交付金額

区分	補助金額(円)	備考
(1) 募集活動、機材購入、資格取得の小計	0	
(2) 植栽従事、下刈り従事の小計	0	
計	0	

林業未経験者雇用支援事業実績書

1. 事業体名

森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき再造林や下刈りを実施する次の事業体に該当

- ☐ 森林組合等
☐ 特定非営利活動法人
☐ 民間事業体

2. 新規雇用者名簿

名前	年齢	居住地(市町村名のみ)	雇用開始年月日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日

・年齢は、雇用開始時点とする。

3. 交付金算定にかかる事業実施内容

(1) 林業未経験者の新規雇用に伴う募集活動、機材購入、資格取得

区分	対象者数(人)	補助単価(円)	補助金額(円)	備考
募集活動		1,000	0	
機材購入		53,000	0	
資格取得(チェーンソー)		35,000	0	
資格取得(刈払機)		13,000	0	
小計			0	

・対象者は、林業未経験者が新規に雇用され、植栽又は下刈りに10日以上に従事実績がある者とする。

・資格取得については、証書の写しを添付することとする。

(2) 林業未経験者の新規雇用に伴う植栽、下刈りへの従事

区分	従事延べ日数(日)	補助単価(円)	補助金額(円)	備考
植栽への従事		4,000	0	(施行面積: ha)
下刈りへの従事		4,500	0	(施行面積: ha)
小計				* 千円未満切り捨て

・植栽、下刈りへの従事延べ日数は、それぞれで1人当たり40日を上限とする。

・植栽・下刈り従事は、出勤簿等の写しを添付することとする。

・小計額は千円未満切り捨てとする。

・施行面積は、従事した施行地全体の面積の合計(小数第3位四捨五入)とする。

(3) 交付金額

区分	補助金額(円)	備考
(1) 募集活動、機材購入、資格取得の小計	0	
(2) 植栽従事、下刈り従事の小計	0	
計	0	